

政令第四百十号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十一条第三項、第二百三十四条第二項及び第六項、第二百三十八条の五第二項並びに第二百四十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百五十二条第一項に次の一号を加える。

三 当該普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

第二百五十二条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社」を「次に掲げる法人」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一に相当する額以上の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

二 当該普通地方公共団体がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一に相当する額以上二分の一に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるもの

第百五十二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 当該普通地方公共団体及び一又は二以上の第一項第二号に掲げる法人（前項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上二分の一未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、第一項第三号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とみなす。

第百五十八条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 寄附金

第百六十七条の二第二項第三号中「同じ。」及び「第二項に規定するシルバー人材センター」の下に「若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」を、「規定する母子福祉団体」の下に「若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通

地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）を「当該母子福祉団体等」に改める。

第六十七條の八中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であつて、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に係のない職員を立ち会わせないことができる。

第六十九條の六第一項中「信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。）の管理又は処分を行うこと」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。）以下この項において同じ。）の管理又は処分を行うこと。

二 前号に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。

三 信託された土地の処分を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(地方公営企業法施行令の一部改正)

第二条 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の十四第一項第三号中「同じ。」及び「第二項に規定するシルバー人材センター」の下に「若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」を、「規定する母子福祉団体」の下に「若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子福祉団体等」という。）」を加え、「当該母子福祉団体」を「当該母子福祉団体等」に改める。

(市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正)

第三条 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正す

る。

第五十条第一項の表第一百五十二条第一項、第三項及び第四項の項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。